

各 位

名古屋市上下水道局

監理技術者等の専任を要する請負代金額等の金額要件の引き上げについて

日頃より上下水道事業における建設工事にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今般、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の金額要件が下記のとおり引き上げられることになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正概要

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直し ※0内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,000 万円 (6,000 万円)	4,500 万円 (7,000 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500 万円 (7,000 万円)	4,000 万円 (8,000 万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3,500 万円	4,000 万円

2. 施行日

令和5年1月1日

3. 土木工事共通仕様書（共通編）、工事共通仕様書（施設総則編）及び（建築工事編）について

当面の間、上記表のとおり金額要件を読み替えるものとする。

また、土木工事共通仕様書（共通編）第1章 第9節 3（4）及び工事共通仕様書（施設総則編）第1章 第10節 4（4）において、コリンズ変更登録の「請負代金額が 3,500 万円 をまたいで変更となった場合」は、請負代金額を 4,000 万円 と読み替えるものとする。

<お問い合わせ先>

上下水道局技術本部計画部技術管理課 (052) 889 - 1055